

A E D（自動体外式除細動器）貸出要領

（趣旨）

第1条 この要領は、安全安心のまちづくりを推進するため、三田市健康福祉部健康増進課（以下「健康増進課」という。）で管理しているA E D（自動体外式除細動器）（以下「A E D」という。）を、各種イベント等の主催者（以下「借受者等」という。）に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「イベント等」とは、営利を目的としないスポーツ競技、各種イベント、祭典、式典、講習会等をいう。

（貸出対象等）

第3条 A E Dの貸出対象者、貸出対象事業及び貸出条件については、次表に掲げるとおりとする。

| 区分 | 内容 |
|--------|--|
| 貸出対象者 | 市、区、自治会等の地縁団体、ボランティア、市民活動団体、N P Oその他公共的団体 |
| 貸出対象事業 | 1 市民を対象としたイベント等 2 その他市長が特に必要と認めた事業 |
| 貸出条件 | 1 医療従事者又はA E Dを使用した救急救命講習を受講した者が常駐していること。 2 参加者が概ね10人以上であること。 |

（貸出期間）

第4条 貸出期間は、イベント等の開催期間とし最長7日間とする。ただし、返却期限日が三田市の休日を定める条例（平成3年三田市条例第1号）第1条に規定する市の休日に当たるときは、その翌日以後の最初の市の休日でない日をもってその期限とする。

（貸出台数）

第5条 A E Dの貸出しの台数は、原則として1台とする。ただし、イベント等の規模により市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出料)

第6条 AEDの貸出しは、無料とする。

(申請手続)

第7条 借受者等は、原則として貸出しを受けようとする日の6月前から1週間前の日までに、AED(自動体外式除細動器)借用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、AEDに係る講習の修了証等の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは貸出しの可否を審査し、貸出しを決定したときはAED(自動体外式除細動器)貸出決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)を、貸出しをしないことに決定したときはAED(自動体外式除細動器)貸出不承認通知書(様式第3号)を、当該申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により貸出しの決定通知を受けた申請者は、決定通知書に記載されている留意事項を遵守し、健康増進課においてAEDの引渡しを受けるものとする。

(使用報告)

第9条 借受者等は、AEDを使用した場合は、AED(自動体外式除細動器)使用報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(貸受者等の義務)

第10条 AEDの借受者等は、これを常に良好な状態で使用し、保管しなければならない。

2 借受者等は、AEDを処分し、又は目的以外に使用してはならない。

3 借受者等は、AEDを転貸し、又は譲渡してはならない。

4 借受者等は、返却期限日に速やかにAEDを健康増進課に返却しなければならない。

(経費)

第11条 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理等に要する経費は、借受者等の負担とする。

2 パッド等の消耗品を使用した場合(袋等を開封し、以後使用できない状況になった場合を含む。)は、借受者等の負担により交換するものとする。

(損害賠償)

- 第12条 借受者等はその責めに帰すべき理由により、AEDを紛失し、又は毀損した場合は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 借受者等が無断で他に譲渡し、又は担保に供する行為等を行った場合についても前項本文の規定を適用する。
- 3 借受者等が前2項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を借受者等から徴収する。
- 4 市長は、AEDの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

(返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出期間中であってもAEDを返還させることができる。

- (1) 借受者等が、AEDを使用しなくなったとき。
- (2) 借受者等が、この要領に違反したとき。
- (3) その他AEDの管理に支障を及ぼしたとき。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。